

## 広島市総合交通戦略協議会設置要綱

### (目的)

第1条 広島市において、総合的かつ戦略的な交通施策を図り、もって魅力と活力があふれる都市の将来像実現のため、広島市総合交通戦略協議会〈以下「協議会」という。〉を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「広島市総合交通戦略」の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体及び関係機関に属する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に、国等から必要な助言などを受けるためのオブザーバーを置く。

### (会長)

第4条 協議会に、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会の会議〈以下「会議」という。〉は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

### (専門部会)

第6条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に、部会長を置く。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島市道路交通局道路交通企画課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「広島市都市・地域総合交通戦略策定協議会設置要綱」(平成20年11月13日施行)は、廃止する。